

可児市パブリックコメント手続(市の基本的な政策等に係る意見提出手続)要綱

(目的)

第1条 この訓令は、施策の企画立案過程において市民等の意見表明の機会を拡大するパブリックコメント手続に関し必要な事項を定め、もって市行政の一層の透明性を確保するとともに、市民主体のまちづくりを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「実施機関」とは市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この訓令において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (6) 本手続に係る事案に利害関係を有する個人、法人その他の団体

(対象)

第3条 本手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本方針を定める行政計画や構想の策定及びこれらの重要な改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例又は広く市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例等(金銭徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (3) 広く市民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画等の策定及び重要な変更
- (4) その他市長が必要と認める案件

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは本手続の対象としない。

- (1) 迅速性、緊急性を要するもの、軽微なもの
- (2) 国、県などの上位計画などとの整合性を図るため、市の裁量の余地が少ない計画等
- (3) 意思決定を行う際に意見聴取の手続が法令等で定められており、パブリックコメントをとる必要がないと思慮されるもの

(案の公表)

第4条 実施機関は、前条第1項各号に掲げるもの（以下「計画等」という。）の意思決定をしようとするときは、あらかじめ、計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。ただし、可児市情報公開条例（平成11年可児市条例第22号）第7条に規定する非公開情報については公表しない。

- (1) 当該計画等の案を作成した趣旨及び概要
- (2) 当該計画等の案に関連する次の資料

ア 根拠法令

イ 計画の策定及び改定にあつては、上位計画の概要

ウ 当該計画等の案の実現によって生じることが予測される影響の程度及び範囲

エ その他当該計画等の案を理解するうえで必要な資料

オ 当該計画等の案を附属機関又はこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）において審議又は検討に付した場合にあつては、当該審議又は検討の概要のわかる資料

(公表の方法等)

第5条 前条の規定による公表は、当該計画等の案及び前条第2項に規定する資料を、実施機関の担当部署及び市政資料コーナー等において閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。

2 実施機関は、この訓令による手続を実施する案件について、次に掲げる事項を記載した一覧表を作成し、市のホームページに掲載するとともに、市政資料コーナーにおいて閲覧に供するものとする。

- (1) 案件名
- (2) 意見の提出期間
- (3) 意見の提出先
- (4) 担当部署

3 実施機関は、前項の内容について、市広報紙に掲載するなどして市民等への周知を図るものとする。

(意見の提出)

第6条 意見を提出しようとする市民等は、実施機関が定める意見提出期間及び意見提出方法に従い意見を提出するものとする。

2 市民等が意見を提出する場合は、氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者氏名及び所在地。以下「氏名等」という。)を当該意見に付するものとする。

3 実施機関は、市民等が計画等の案についての意見を提出するために、20 日以上の意見提出期間を定め、当該計画等の案を公表する時に明示するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見提出期間を短縮することができる。

4 意見提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便等
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

5 実施機関は、意見を提出する市民等の氏名等を意見と併せて公表しようとするときは、あらかじめ当該計画等の案を公表する時にその旨を明示するものとする。

(意思決定に当たっての注意事項)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、計画等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、計画等の案について意思決定を行ったときは、提出された意見及びこれに対する実施機関の考え方並びに意思決定の内容を公表するものとする。ただし、提出された意見のうち、公表することにより当該意見を提出した市民等の権利その他正当な利益を害するおそれがある場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 前項の公表の方法については、第5条第1項の規定を準用する。

(意思決定過程の特例)

第8条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、この訓令に定める手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき計画等を立案し意思決定する場合は、この訓令の規定は適用しない。

付 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。